

1. 制度の概要

政府より「[学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針](#)」（2024 年 2 月策定）が発表され、2025 年度から新規公募の科研費等公的研究費の受給者に対し、研究成果である査読済み学術論文とその根拠データを電子ジャーナルへ掲載後、即時に機関リポジトリなどの情報基盤でオープンアクセスとすることが義務づけられました。

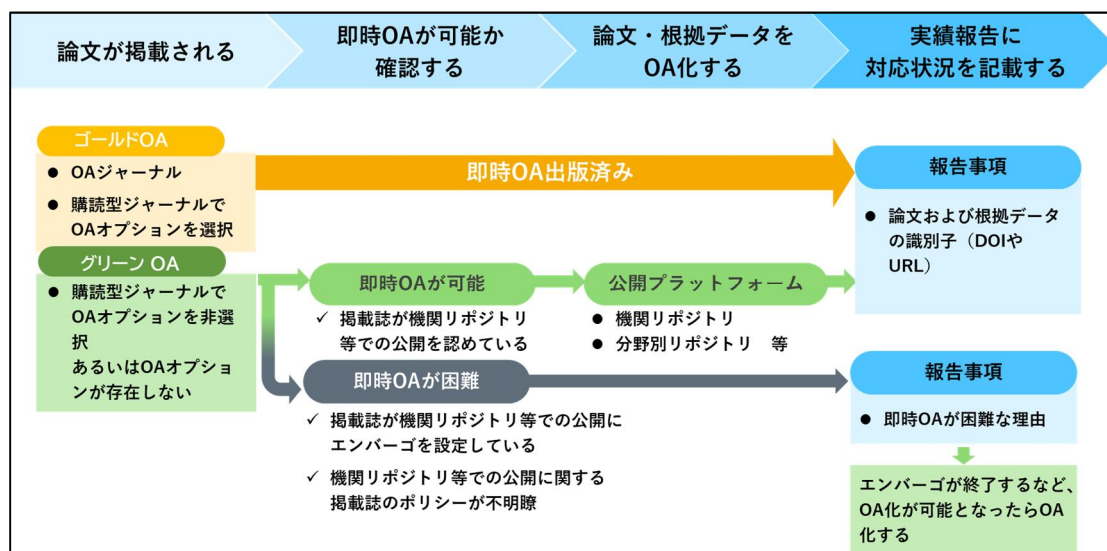
・対象となる公的研究費

日本学術振興会（JSPS）	科学研究費助成事業
科学技術振興機構（JST）	戦略的創造研究推進事業（一部除く）
日本医療研究開発機構（AMED）	戦略的創造研究推進事業
科学技術振興機構（JST）	創発的研究支援事業

・オープンアクセス化が求められている研究成果物

対象物	内容・条件
学術論文	電子ジャーナルに掲載された査読済み論文（著者最終稿含む）
根拠データ	論文の透明性・再現性確保のために必要とされ、掲載ジャーナルの規定により公開が求められる研究データ（Supplemental Data 等）

・即時オープンアクセス(即時 OA)対応フローチャート(論文投稿以降)



本学の機関リポジトリは、国の基本方針でのオープンアクセス（OA）に対応しています。

データベース CiNii Research に連携し、検索が可能となります。

本学所属の教職員・大学院生は、研究成果を費用負担することなく掲載できます。また、著作権は著作権者（著者・出版社）から本学に移転することはありません。

2. 日本医科大学機関リポジトリへの登録について

・登録申請の流れ

(研究者) 著作権・公開条件の確認

論文の著作権が出版社や学協会にある場合、契約書や雑誌の投稿規定を確認してください。

確認事項 共著者の同意

機関リポジトリへの公開可否

機関リポジトリへ公開する際の条件（掲載禁止期間の有無、公開可能な版等）

参考：リポジトリでの公開ポリシー確認サイト

外国雑誌 [Open Policy Finder](#)

国内学協会 [学協会著作権ポリシーデータベース](#) (SCPJ)

(研究者) 登録可能な「論文」および「根拠データ」ファイルを準備のうえ、申請

[即時オープンアクセス対応専用の登録申請フォーム](#)(※2026 年 4 月開始予定)から行います。

(図書館) 提出内容チェック後、機関リポジトリへ登録・公開

担当者が確認し、不明の際には問い合わせをする場合があります。

ファイルの公開猶予期間（エンバーゴ）がある場合には、合わせて公開日を設定します。

(図書館) 登録完了後、申請者へ連絡

担当者よりメールで登録完了をお知らせします。

・研究データ（根拠データ）について補足

登録対象について

- ・研究データ単体の受付はしていません。
- ・研究データは論文に付随するデータ(supplemental Data 等公表を前提としているもの) が対象です。
- ・研究データの公開原則「FAIR 原則」に基づき、登録は慎重に行ってください。
個人情報や未公開の特許出願情報、機密データ等が含まれないか十分に確認し、必要に応じて加工や除外処理を行ってください。

登録申請フォームについて

- ・実績報告書の記入項目と共通です。
- ・1 レコードに複数ファイルの登録ができます。
- ・1 論文あたり、論文・研究データファイル) それぞれ 100MB まで登録可能です。容量が大きいファイルは登録が難しい場合があります。データファイルを外部リポジトリに登録し、その URL をメタデータとして機関リポジトリに登録することもできます。

<お問い合わせ>

中央図書館 学術機関リポジトリ担当 libraryrepo▲nms.ac.jp (▲を@に置き換えてください)

多くの出版社では、「出版社版」ではない「著者最終稿」（査読後受理された最終原稿）について、条件付きで機関リポジトリによる論文の公開を認めています。

Q&A

Q1. 機関リポジトリには誰が公開申請すればよいでしょうか。

A1. 基本方針では、明確に指定されていません。論文の著者であれば申請可能です。研究代表者は最終的に資金配分機関の実績報告書で報告する必要があります。

Q2. 「即時」とは？

A2. 「目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で機関リポジトリ等の情報基盤において公開されることが望ましい」とされています。

Q3. 「即時」にオープンアクセスにすることが難しい場合はどのようにすればよいでしょうか。

A3. 「即時 OA」とは公開禁止期間（エンバーゴ）がないことを意味します。しかし出版社によりエンバーゴ（公開禁止期間）が規定されている場合は、公開延期が認められています。資金配分機関の実績報告書に、出版社の規定により即時オープンアクセスの実施が困難な旨を報告することになっています。

Q4. APC を支払って出版社の電子ジャーナルサイトでオープンアクセスにした場合でも、論文とその根拠データを機関リポジトリに登録する必要がありますか。

A4. ゴールド OA 論文は機関リポジトリに登録する必要はありません。

Q5. 論文の根拠データとはどの範囲でしょうか。

A5. 基本方針で示されている論文の根拠データとは「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる」掲載学術論文の根拠データの事です。Supplemental Data 等の公表を前提としているデータであり、査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含まないとされています。

Q6. プレプリントを arXiv などのプレプリントサーバで公開している場合は義務の要件を満たしますか。

A6. 査読のないプレプリントの公開では要件を満たしたことはなりません。

参考

（内閣府）[学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針](#)（2024 年 2 月 16 日策定）

[基本方針の実施にあたっての具体的方策について](#) <説明会スライド>（2024 年 8 月 27 日,28 日）

[基本方針の実施にあたっての具体的方策](#) / [具体的方策に関する FAQ](#)（2025 年 10 月 8 日更新）

（日本学術振興会）[科研費における論文のオープンアクセス化について](#)